

# 栃木県食品ロス削減シンボルマーク・ キャッチコピー 使用上の注意



「もったいない」を、  
ひとつずつ。

栃木県環境森林部資源循環推進課

# はじめに

この資料は、栃木県食品ロス削減シンボルマーク・キャッチコピーの使用上の注意事項をまとめたものです。

シンボルマーク等を使用する際は、本注意事項をお守りください。

## 【シンボルマーク・キャッチコピーのコンセプト】

- キャッチコピーには、栃木県が県民と一緒に食品ロス削減に取り組むという意味を込めています。
- 食品ロスが発生する場面で「もったいない」という気持ちが起こるたび、「一つずつコツコツと取り組めることから取り組んでみよう」と感じていただくことを意図しています。
- シンボルマークは、餃子やいちごなどの栃木の特産品と、誠実さを意図するハートのシルエットを用いて、栃木の県民性と県民一人ひとりの食品ロスに対する取り組みを表現しています。



「もったいない」を、  
ひとつずつ。

# シンボルマーク・キャッチコピー

- シンボルマーク・キャッチコピーのバリエーションは、以下の3種類です。
- 利用の際は、必ずオリジナルのデータを使用してください。
- オリジナルのデータは栃木県のホームページからダウンロードいただけます。

URL：<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/foodlosssymbolmark.html>

シンボルマーク・キャッチコピーは、視認できるサイズで使用してください。

パターン①



「もったいない」を、ひとつずつ。

パターン②



「もったいない」を、  
ひとつずつ。

パターン③



「もったいない」を、  
ひとつずつ。

# 使用場面

シンボルマーク・キャッチコピーは、栃木県や市町が普及啓発等の施策で使用するほか、県民や事業者の皆様が食品ロス削減の取組を発信したり、協力を呼びかけたりする際に使用していただくことを想定しています。

食品ロス削減以外の目的での使用は御遠慮ください。

## 【使用例】

●食品のパッケージに表示



●コースターにして飲食店で利用



●スーパーの商品棚に掲示



●そのほかの使用例：町内会で配布するごみの減量やフードバンク活動の実施等のお知らせに掲載

# カラーシステム



「もったいない」を、  
ひとつずつ。

● R49,G144,B65

● R57,G55,B54

● R65,G129,B170

● R176,G191,B30

● R200,G160,B99

● R236,G104,B103

● R245,G161,B0

# 使用可能な加工の例

次の例のような加工をした上での使用は可能です。

- 視認性が悪い場合に背景を白抜きにする



- 視認性が悪い場合に白フチをつける



- 単色で使用する



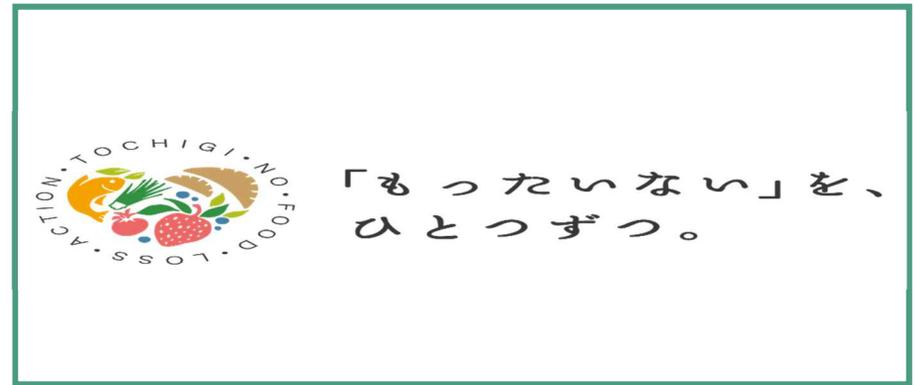
# 使用禁止例

次の例のような加工は御遠慮ください。

## ●文字や絵などを上に重ねる



## ●画像を変形する（平・長・斜体）



## ●一部の色を変える



## ●文字を他の書体に変える



# お問い合わせ先

栃木県環境森林部資源循環推進課

住所： 〒320-8501  
宇都宮市塙田1丁目1番地20号

TEL： 028-623-3107

FAX： 028-623-3113

E-mail： [shigen-junkan@pref.tochigi.lg.jp](mailto:shigen-junkan@pref.tochigi.lg.jp)